

○農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百五十六条第一項の規定に基づき、園芸施設共済共済価額設定準則(農林水産省告示第六百五十五号)

別表2 プラスチックフィルム等の被覆経過割合表

被覆材の種類 被覆経過年数	軟質フィルム口			硬質フィルム									合成樹脂板		遮冷紗口	ネット口		不織布口	木又は竹製の被覆材
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム		一般硬質フィルム	耐久性硬質フィルム						一般合成樹脂板	耐久性合成樹脂板	遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット	耐久性多目的ネット					
		ア	イ		ア	イ	ウ		エ							オ			
							現行	見直し	現行	見直し						現行	見直し		
1年未満	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1年以上2年未満	50	71	87	71	79	87	91	93	92	94	93	95	79	84	71	71	84	50	71
2 " 3 "	25	50	76	50	63	76	83	87	85	88	87	89	63	71	50	50	71	25	50
3 " 4 "	以下同じ	35	66	35	50	66	76	81	78	83	81	85	50	60	35	35	60	以下同じ	35
4 " 5 "		25	57	25	40	57	69	76	72	78	76	80	40	50	25	25	50		25
5 " 6 "	以下同じ		50	以下同じ	31	50	63	71	66	73	71	76	31	42	以下同じ	以下同じ	42		以下同じ
6 " 7 "			43		25	43	57	66	61	69	66	72	25	35			35		
7 " 8 "			38	以下同じ	38	52	62	56	64	62	68	以下同じ	30	30			30		
8 " 9 "			33		33	47	57	52	60	57	64		25	25			25		
9 " 10 "			29		29	43	54	48	57	54	61		以下同じ	以下同じ			以下同じ		
10 " 11 "			25		25	39	50	44	53	50	57								
11 " 12 "		以下同じ		以下同じ		36	47	40	50	47	54								
12 " 13 "						33	44	37	47	44	51								
13 " 14 "						30	41	34	44	41	49								
14 " 15 "						27	38	32	41	38	46								
15 " 16 "						25	35	29	39	35	43								
16 " 17 "						以下同じ	33	27	37	33	41								
17 " 18 "							31	25	34	31	39								
18 " 19 "							29	以下同じ	32	29	37								
19 " 20 "							27		30	27	35								
20 " 21 "							25		28	25	33								
21 " 22 "							以下同じ		27	以下同じ	31								
22 " 23 "									25		29								
23 " 24 "									以下同じ		28								
24 " 25 "											26								
25年以上											25								

(1) 一般軟質フィルム及び耐久性軟質フィルムの区分は、次によるものとする。

- ① 一般軟質フィルム.....農業用ポリ塩化ビニールフィルム（耐久性農業用ポリ塩化ビニールフィルムを除く。）、農業用ポリエチレンフィルム（農ポリ）、農業用エチレン酢酸ビニールフィルム（農サクビ）及び農業用ポリオレフィン系特殊フィルム（農POフィルム）（耐久型のものであって、かつ、厚さ0.13mm以上であるものを除く。）
- ② 耐久性軟質フィルム.....軟質フィルムのうち一般軟質フィルム以外のもの
耐久性軟質フィルムのア及びイの区分は、次によるものとする。

ア...イ以外のもの

イ...塗布型高耐久性の農業用ポリオレフィン系特殊フィルムであって、かつ、厚さ0.15mm以上であるもの

(2) 一般硬質フィルム及び耐久性硬質フィルムの区分は、次によるものとする。

- ① 一般硬質フィルム.....農業用ポリエステルフィルム
 - ② 耐久性硬質フィルム.....硬質フィルムのうち一般硬質フィルム以外のもの
- 耐久性硬質フィルムのア～オの区分は、次によるものとする。

ア...イ～オ以外のもの

イ...農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.05mm以上0.06mm未満であるものに限る。）及び塗布型耐久性の農業用ポリエステル系特殊フィルム

ウ...農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.06mm以上0.08mm未満であるものに限る。）

エ...農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.08mm以上0.1mm未満であるものに限る。）

オ...農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.1mm以上であるものに限る。）

(3) 一般合成樹脂板及び耐久性合成樹脂板の区分は、次によるものとする。

- ① 一般合成樹脂板.....農業用ガラス繊維強化樹脂板（FRP、FRA）
- ② 耐久性合成樹脂板.....合成樹脂板のうち一般合成樹脂板以外のもの

(4) 遮光・遮熱ネットと多目的ネットの区分は、次によるものとする。

多目的ネット.....防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット

遮光・遮熱ネット.....ネットのうち多目的ネット以外のもの

(5) 一般多目的ネット及び耐久性多目的ネットの区分は、次によるものとする。

一般多目的ネット.....ポリエチレンネット

耐久性多目的ネット...多目的ネットのうち一般多目的ネット以外のもの